

ふるさと小山に愛着と誇りをもち、これからの時代をたくましく生きる子どもを育てる

小山市小中一貫教育推進基本計画

～「子どもの瞳が輝き 笑顔があふれ 元気なあいさつが響く学校」づくりを通して～

2017年度（平成29年度）～2021年度（平成33年度）

小山市教育委員会

◇はじめに◇

少子高齢化、高度情報化、グローバル化、ICT化、核家族化等、今日の社会情勢の急激な変化や価値観の多様化により、子どもたちを取り巻く生活環境は大きく変容しています。そして、学校現場においても、いじめや不登校、家庭や地域の教育力の低下など、様々な教育課題が生じています。

こうした厳しい時代を生きる子どもたちには、自らの手で自らの人生を切り拓くとともに、多様な価値観を受容し、共生していくことが求められています。子ども自らが、自己肯定感・自己有用感をもち、自信をもって生きていくことができるよう、子どもの能力や可能性を引き出す教育の実現が急務となっています。

本市では、そうした教育の実現に資するよう、知・徳・体の調和のとれた子どもの育成のために、小・中学校の教職員が一体となって、義務教育9年間の枠組みの中で、一貫した指導や支援を行い、子どもの「学び」や「育ち」の連続性を保証した小中一貫教育を推進していくこととしました。

平成19年度からはじまった「小中連携プロジェクト」以来、義務教育9年間を通して、児童生徒一人一人の個性や能力を最大限に伸ばすための「学び」や「育ち」をつなぐ指導の在り方について、中学校区ごとに工夫を重ねたところ、学力、体力そして豊かな心の育成の観点から、国の調査や先進自治体における小中一貫教育の成果と同様に、一定の成果があらわれてきました。

そしてこのたび、平成29年度からの全面実施に向けて、今後5年間の本市の小中一貫教育の基本的な考え方を明らかにした「小山市小中一貫教育推進基本計画」をまとめました。

教育委員会では、平成26年3月に、小山市小中一貫教育及び小中一貫校推進協議会より出された「小山市小中一貫教育及び小中一貫校に関する提言書」を受けて、これからの小中一貫教育、さらには義務教育の在り方について検討を重ねてまいりました。それとともに、第7次小山市総合計画の施策大綱の一つである「一人ひとりの個性発揮 心と体を育てるひとづくり」の趣旨、及び教育の振興に関する施策の大綱（第2期小山市教育振興基本計画）の基本目標（2）「確かな学力・豊かな心・健やかな体を育む学校教育」を受け、「小山市学校教育目標」実現に向けて本計画の策定に至りました。

現在、国では、次期学習指導要領の改訂が進められ、「アクティブ・ラーニング」、「カリキュラム・マネジメント」、「道徳の教科化」などのキーワードが挙げられております。中央教育審議会答申で示されたように、「チームとしての学校」、「教員の資質能力の向上」、「次世代の学校・地域創生の実現」等、ますます教育改革の加速化が予測されます。また、学校・家庭・地域社会が協力し、児童生徒一人一人の個性・能力の伸長や、豊かな人間性・社会性の育成につながる学校教育のより一層の充実が求められています。

本市としましては、こうした国の動向を注視しながら、「共創の教育」を推進する中で、本計画をもとに、改善・充実を図りながら、小中一貫教育を進めてまいります。

平成29年1月

小山市教育委員会

小山市小中一貫教育推進基本計画 目次

I	これまでの取組	4
II	小山市小中一貫教育推進の基本計画	6
1	小中一貫教育のねらいとグランドデザイン	6
2	小中一貫教育の基本方針	8
(1)	中学校区の実情に応じた小中一貫教育の推進	8
(2)	学年段階の区切りの考え方と指導計画	10
	ア 学年段階の区切りの考え方	
	イ 推進計画及び指導計画の作成	
	ウ 小山市統一基本カリキュラムの作成	
	エ 英語教育の充実	
(3)	教職員の実効性のある組織体制の構築	13
(4)	交流活動の充実と地域との協働の促進	13
	ア ねらいを明確にした児童生徒の交流活動の推進	
	イ 教職員の研修や交流の充実	
	ウ 家庭・地域との協働の促進	
(5)	検証・改善サイクルの運用による推進・充実	14
III	資料	15
◆	小山市の小中一貫教育 2017～2021 取組内容	16
◆	ふるさと学習基本カリキュラム	18
◆	防災学習基本カリキュラム	19
◆	学年段階の区切りと指導の方向性	20

I これまでの取組

本市では、平成19年度から小中連携教育を進めており、現在では小中一貫教育へ順次移行し、全中学校区でそれぞれの特色を生かした様々な取組が行われている。

取組の段階として、第1ステージ、第2ステージ（3年間）、第3ステージを設定し、特に第3ステージでは、小・中学校の教育課程に連続性をもたせ、9年間の連続性を大切にして、子どもたちの「学び」や「育ち」が一層確かなものになるよう、教育の充実を目指してきた。

① 第1ステージ

小中連携プロジェクト期（H19～） 「各学校区の取組の共有化」

以前より自発的に小中の連携を行ってきた中学校区の取組を基にしながら、進学等に伴う不適應を示す等の課題への各学校の対応策を探り、広く共有する目的で、平成19年度から「小中連携プロジェクト」を位置付け、調査・研究を行った。

これは、小中連携の視点からの取組である。「既存の組織活用、行事の見直し、児童生徒の交流活動、地域の特色を生かした活動」などの実践例を市教委でまとめ、整理するとともに、それらを全小・中学校に発信し、改善の一助としたものである。

② 第2ステージ

小中連携一貫教育期（H22～） 「中学校区の実態に即し、4期に分けた研究推進」

連携を一步進め、小・中学校間の円滑な接続を図り、教育活動全体の充実という視点から、小・中学校の指導観や子ども観等を再考し、それぞれの学校風土を大切にしながら「義務教育9年間で子どもを育む」ことを重要な視点として、連携から一貫へと徐々に移行しながら、小中一貫教育の研究に取り組んだ。

各小・中学校を対象とした中学校区ごとの研究に、平成22年度から順次取り組み、平成27年度までに全小・中学校で実施した。

「小中連携プロジェクト」の成果と課題を踏まえ、既存の枠組みの中で可能な小中連携一貫教育を展開し、各中学校区で小・中学校が連携・協力し、それぞれの実態に即して、9年間を見通した子どもの成長を目指す教育を模索した。

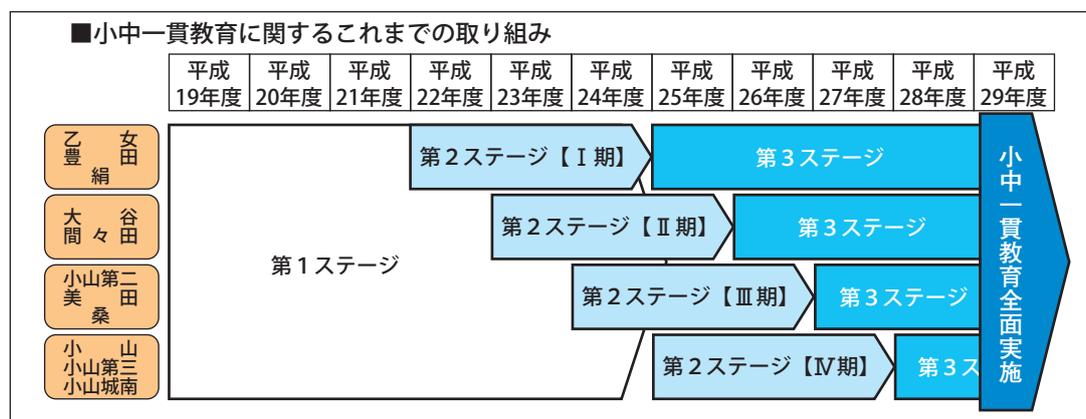
③ 第3ステージ

小中連携一貫教育期（H25～）

「第2ステージの成果と課題等を踏まえた発展的研究」

後続の研究指定の有無にかかわらず、第2ステージの研究内容を継続し、その発展・充実を図るなど、各中学校区の特徴を生かしながら、発展的に取り組んだステージである。

文部科学省では、小中一貫教育を「小中連携のうち、小・中学校が9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育」と定義しているが、それに沿って教育課程に焦点をあてた段階であると言える。



平成29年度

小中一貫教育全面実施

これまでの取組の主な成果として、「学習意欲の高まり」「規範意識の向上」「自己有用感の高揚」「教職員の児童生徒理解の向上」「指導方法改善意欲の向上」「地域の連帯意識の高まり」などが挙げられている。

これらのことから、小中一貫教育は、子どもたちの知・徳・体における豊かな成長につながることを期待できること、教職員にとっても資質・能力の向上を図る貴重な機会となること、地域コミュニティの形成という観点からも有意義であることなど、様々な成果を期待できる教育形態と考えられる。

そこで、平成29年度からは、これまでの取組の成果を踏まえ、中学校区の小・中学校の教職員が一体となって、知・徳・体における一貫した指導や支援を行い、義務教育9年間の枠組みの中で、子どもの「学び」や「育ち」の連続性を保証した教育を推進する。

また、絹中学校区の4校は、義務教育学校として、義務教育9年間の子どもの「学び」や「育ち」をつなぐために、1つの教職員組織で、より円滑な接続のための指導や支援にあたる。

Ⅱ 小山市小中一貫教育推進の基本計画

1 小中一貫教育のねらいとグランドデザイン

これまでの取組を踏まえて、教職員・児童生徒・保護者・地域住民が参画し、共に創る「共創の教育*1」を推進するとともに、以下の4つをねらいとしながら、「子どもの瞳が輝き、笑顔があふれ、元気なあいさつの響く学校*2」づくりを通して、知・徳・体の調和のとれた児童生徒を育成する。

① 連続した学びに支えられた学力・学習意欲の向上

学校種にかかわらず、中学校区の全ての教職員の相互理解を深め、連続性のある一貫した指導を行うことにより、子どもの学力・学習意欲の向上や、教職員の指導力の向上を目指す。

② 豊かな人間性、社会性の育成

生命尊重、人権尊重を全ての教育の基盤に据え、様々な交流活動を推進したり、道徳教育を充実したりすることなどを通じて、豊かな人間性や社会性を育むことを目指す。

③ 心身の健康に対する意識と体力の向上

健康教育や体育・スポーツ活動、食に関する指導を推進することを通じて、バランスのとれた心と体の健康に対する意識や体力を高めることを目指す。

④ ふるさと小山を愛し、誇りに思う心情や態度の育成

ふるさと小山やそれぞれの地域の特色を生かした学習や地域と連携した学習により、子どもたちの郷土に対する愛着や誇りを高めることを目指す。

*1 「共創の教育」

小山市では、全ての世代の学びの場において、「共創の教育」を推進している。それを受けて、義務教育9年間では、児童生徒、教職員、保護者、地域住民が参画し、それぞれが互いのパートナーとして、共に成長し、共に地域を創るという理念のもと、子ども同士、子どもと大人のさまざまな関わりを大切にする中で、子どもたちに「自ら育つ力、他者に育ててもらおう力、他者を育てる力」を育む学校教育を展開している。

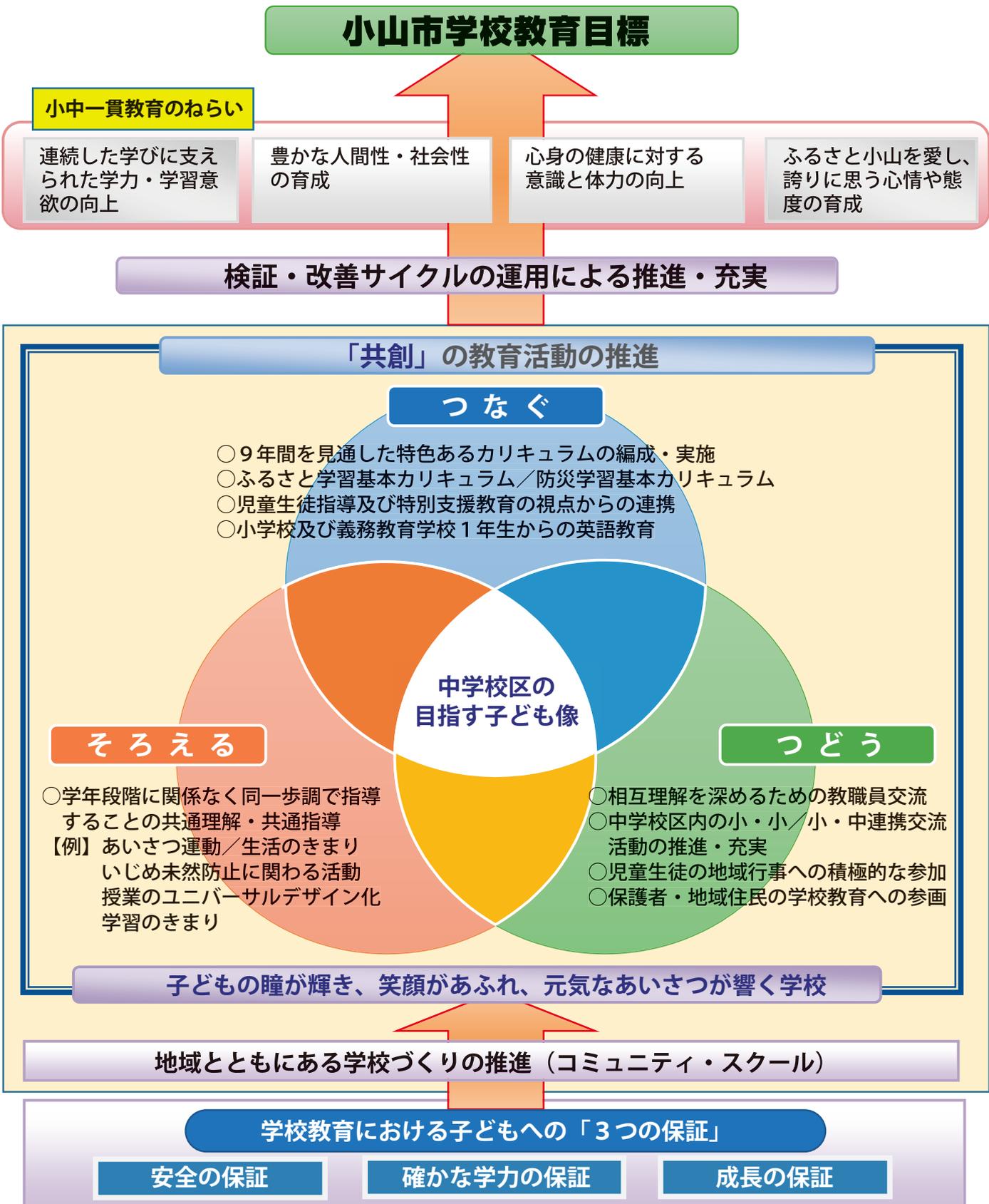
*2 「子どもの瞳が輝き、笑顔があふれ、元気なあいさつの響く学校」

小山市では、このキャッチフレーズのもと、知・徳・体の調和のとれた子どもの育成を目指している。

■小山市の進める小中一貫教育グランドデザイン



学びや育ちを「つなぎ」、指導を「そろえ」、みんなが「つどう」小山市の小中一貫教育



2 小中一貫教育の基本方針

小中一貫教育のねらいの達成を目指し、以下の5つの基本方針のもと、これまでの小中一貫教育の取組の成果から、「つなぐ」、「そろえる」、「つどう」をキーワードとした、特色ある「**小山市型小中一貫教育**」を推進する。

(1) 中学校区の実情に応じた小中一貫教育の推進

小山市には、11の中学校区がある。立地条件、児童生徒の実態や、地域の実情に応じた制度や形態で小中一貫教育を推進していく。

平成29年度からは、これまでの中学校区ごとの小中一貫教育に関する取組を大切にしつつ、10中学校区（小山中学校区、小山第二中学校区、小山第三中学校区、小山城南中学校区、大谷中学校区、間々田中学校区、乙女中学校区、豊田中学校区、美田中学校区、桑中学校区）については、その立地条件や施設設備等の環境から、学校教育法施行規則第79条の9で規定される「併設型小学校・中学校^{*1}」への移行等も含め、実情に応じた小中一貫教育を展開するのにふさわしい学校制度や学校運営体制の在り方について検討していく。

また、絹中学校区については、施設隣接型の「義務教育学校^{*2}」として9年間の子どもの「学び」や「育ち」をつなぐために、1つの教職員組織で、より円滑な接続のための指導や支援にあたる。

*1「併設型小学校・中学校」

同一の設置者が設置する小学校・中学校において、義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにした学校。

学校毎に校長を配置し、学校毎に教職員組織を構成する。

*2「義務教育学校」

心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すことを目的とした学校。

義務教育前期課程、後期課程を一人の校長のもと、原則として小中の免許を併有した教員が、一つの教職員組織を構成し、学校教育にあたる。

■ 中学校区及び対象の小・中学校

学 区	学 校
小山中学校区	小山第一小学校・小山城北小学校* ¹ ・若木小学校 小山中学校
小山第二中学校区	小山第二小学校・小山第三小学校 小山第二中学校
小山第三中学校区	小山城東小学校・大谷北小学校 小山第三中学校
小山城南中学校区	小山城南小学校・旭小学校 小山城南中学校
大谷中学校区	大谷東小学校・大谷南小学校 大谷中学校
間々田中学校区	間々田小学校・間々田東小学校 間々田中学校
乙女中学校区	乙女小学校・下生井小学校・網戸小学校 乙女中学校
豊田中学校区	豊田南小学校・豊田北小学校 豊田中学校
美田中学校区	寒川小学校・穂積小学校・中小学校 美田中学校
桑中学校区	羽川小学校・羽川西小学校・萱橋小学校 桑中学校
絹義務教育学校区	絹義務教育学校* ²

* 1 小山城北小学校からの進学者は、実際には、小山中学校、小山第三中学校、桑中学校の3学区に分かれるが、小山中学校区として小中一貫教育に取り組んでいるため、ここでは、小山中学校区のみを含めている。

* 2 学校教育法の改正を受け、福良小学校、梁小学校、延島小学校、絹中学校の4校を、平成29年4月1日から「義務教育学校」として、新たにスタートするため、「小山市立小学校及び中学校設置条例」を改正し、学校名を「小山市立絹義務教育学校」とした。

(2) 学年段階の区切りの考え方と指導計画 ～学びや育ちを「つなぐ」～

ア 学年段階の区切りの考え方

* [] は義務教育学校について

小学校〔前期課程〕6年、中学校〔後期課程〕3年の枠組みの中で、9年間を「基礎・基本期」(小1～小4〔1年～4年〕)、「習熟・接続期」(小5～中1〔5年～7年〕)、「充実・発展期」(中2～中3〔8年～9年〕)の「4－3－2」という学年段階の区切りとし、9年間の一貫した指導や支援の充実を図っていく中で、特に小学校〔前期課程〕から中学校〔後期課程〕への円滑な連携・接続を図るために、「習熟・接続期」に重点を置いた指導を行うことを基本とする。

また、義務教育学校等の制度への移行を含め、小中一貫校の制度や施設の整備においては、既存の校地や校舎も有効な教育環境の一つであることから、有効に活用し、9年間でより充実した小中一貫教育を進められるようにする。

それぞれの学年段階の区切りのねらいと指導の方向性は以下のとおりである(「Ⅲ 資料」参照)。

【基礎・基本期】小1～小4 [1年生～4年生]

学習への興味・関心をもたせ、基本的な学習習慣や生活習慣の確立を図る期間

[指導目標]

- 基本的な生活習慣の確立を図る
- 学習習慣の確立を図る
- 基礎学力、基礎体力の定着を図る

[主な具体策]

- 繰り返し学習など、基礎学力の定着を図るための指導
- 望ましい生活・学習習慣を身に付けさせるための家庭との連携
- 基礎体力の定着を図るための、「体力づくり」に向けた業間活動等の工夫

【習熟・接続期】小5～中1 [5年生～7年生]

小・中学校の教職員が協働して接続の充実を図り、学力の向上や中1ギャップ等の解消を図る期間

[指導目標]

- 中学校〔後期課程〕への円滑な接続を図る
- 成長段階の意識化を図る
- コミュニケーション能力の育成を図る
- 学力の伸長を図る

[主な具体策]

- 小中教員によるT Tや乗り入れ授業の実施及び教科担任制の導入
- 考えを交流しながら課題を解決する学習の工夫
- 小学生の中学校での体験活動(部活動を含む)の充実
- 児童・生徒の主体的な交流活動の充実

【充実・発展期】 中2～中3 [8年生～9年生]
自立して生きる力を育む義務教育9年間のまとめの期間

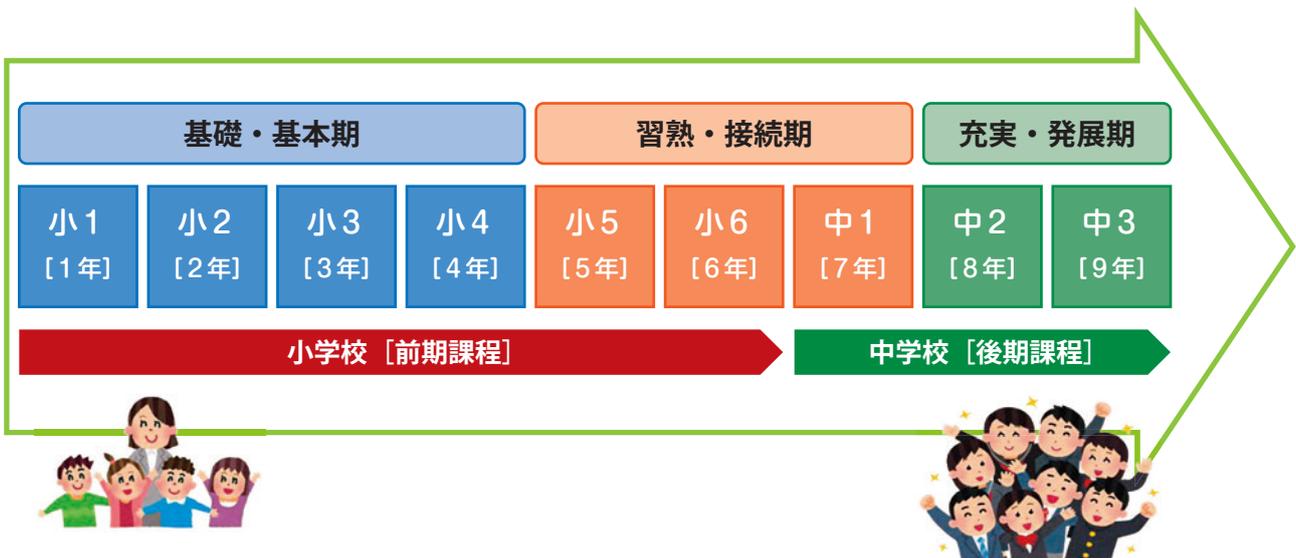
[指導目標]

- 義務教育9年間で修了するにふさわしい学力と社会性の育成を図る
- 自ら課題を見つけ、解決する力の育成を図る
- 主体的に進路を選択する能力の育成を図る

[主な具体策]

- 興味関心や到達度に応じた学習機会の充実
- 問題解決能力を高めるための、基礎学力を基盤とした発展的学習の充実
- 勤労観・職業観を身に付けるためのキャリア教育の充実

■ 学年段階の区切りの考え方



イ 推進計画及び指導計画の作成

小山市の小中一貫教育のねらいを踏まえ、各中学校区において、9年間を見通した特色ある教育活動を行うために、それぞれの中学校区の教育活動を整理・統合し、創意工夫ある「小中一貫教育推進計画」及び「小中一貫教育基本カリキュラム」を作成する。

(ア) 小中一貫教育推進計画

本計画は、「目指す子ども像」具現化のための取組や推進組織についてまとめた中学校区における小中一貫教育推進の全体計画である。

(イ) 小中一貫教育基本カリキュラム

本カリキュラムは、中学校区で共有、具体化する重点を図る教科等の指導計画である。各中学校区の「小中一貫教育推進基本計画」において設定した「目指す子ども像」に向けて、これまでの取組における成果等を生かしながら、さらに伸ばしたい資質や能力、態度について「重点化を図る教科等」として焦点化し、小中一貫教育の視点から教育活動を整理・統合するなど、創意工夫して編成する。

ウ 小山市統一基本カリキュラムの作成（Ⅲ 資料 参照）

本市の教育施策との関連から、以下の2つに係る指導内容については、「小山市統一基本カリキュラム」として作成した。これをベースにすべての中学校区において実情に応じ工夫しながら実施する。

（ア）ふるさと学習基本カリキュラム

本市では、ラムサール条約湿地登録の「渡良瀬遊水地」とユネスコ無形文化遺産の「本場結城紬」にかかわる教材開発等を行い、児童生徒用の学習ブックを作成した。それらを活用し、自分の生活する地域に自信と誇りをもち、地域に貢献する子どもを育てるために、児童生徒の発達段階等に応じて、体験等を取り入れた学習^{*1}を通じ、計画的、系統的に学べるよう、カリキュラムを編成する。

（イ）防災学習基本カリキュラム

本市では、「生命尊重、人権尊重の教育」をあらゆる教育の基盤に据え、教育施策を展開している。特に防災教育について、児童生徒の自己防衛能力の育成のために、市独自で作成した「防災教育プログラム」等に基づき、9年間を見通したカリキュラムを編成する。

エ 英語教育の充実

本市では、平成18年度から構造改革特区事業として市内全小学校全学年で英語科の授業を開始した。平成21年度からは、文部科学省の教育課程特例校制度に移行し実施している。

小学校〔前期課程〕段階から英語で表現する機会等の充実を図り、「イエローブック^{*2}」に基づいた小学校及び義務教育学校1年生からの本市独自の英語教育の実施により培ったコミュニケーション能力の基礎を中学校〔後期課程〕外国語科学習につなげる。また、「おやま英語教育のまち子ども宣言^{*3}」のもと、「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」の4技能をバランスよく身に付けられるよう児童生徒^{*4}の発達の段階に応じた指導の充実を図る。

*1 「体験等を取り入れた学習」

本市では、小学校〔前期課程〕の社会科見学等で実施される「渡良瀬遊水地」及び「本場結城紬」の見学や関連施設体験活動等の校外学習を支援する施策を行っている。

*2 「イエローブック」

小山市の小学校〔前期課程〕における英語科の指導指針・標準年間指導計画の通称

*3 「おやま英語教育のまち子ども宣言」

本市では、急速に進展する社会のグローバル化の中で、世界の人々と英語で積極的にコミュニケーションを図り、ふるさと小山市について発信できる子どもの育成を図っている。これを受けて平成28年6月市議会定例会で可決された。

*4 本市では、2018年度から小学校及び義務教育学校5・6年生の英語の教科化を先行実施する。

(3) 教職員の実効性のある組織体制の構築

～学びや育ちを「つなぐ」、指導を「そろえる」～

小中学校の文化の違いや小中一貫教育の必要性を共通理解、認識するとともに、中学校区の児童生徒の課題や教育目標等を共有するために、小・中学校〔前期課程・後期課程〕の教職員が、児童生徒の「学び」や「育ち」の連続性を担保するために必要な指導体制を構築し、学習指導、生活指導の両面から互いに学び合う取組を推進する。

各中学校区においては、学校ごとに位置づけた小中一貫教育推進教員を中心に、小中一貫教育推進に係る組織を構成する。

なお、各中学校区の特色を生かした教育を推進するために実効性がある組織となるよう、部会及びその部会における教職員の配置について、創意工夫をする。

教育委員会としては、市全体として行われる研修会の開催及び内容の充実を図るとともに、各中学校区における研修や情報交換における助言やICT活用^{*1}への支援をすることに努める。

(4) 交流活動の充実と地域との協働の促進 ～みんなが「つどう」～

ア ねらいを明確にした児童生徒の交流活動の推進

異学年児童生徒による交流は、社会性や他者を思いやる豊かな心を育む。

また、同一中学校区内の小学校同士の連携を深めることは、教育活動の統一が図れるなど、中学校進学に向けての不安軽減のために非常に有効である。

については、中学校区の特色ある児童生徒の交流活動を意図的、計画的に実施する。

イ 教職員の研修や交流の充実

小・中学校〔前期課程・後期課程〕の教職員が、子どもの実態や指導観、指導方法等を共有し、具体化に向けて共通理解を図るために必要な研修及び、交流活動を推進する。

[取組例]

- 小・中学校〔前期課程・後期課程〕及び小学校同士の連携を密にし、子どもの育ちをつなぐために、児童・生徒指導や教育相談、特別支援教育などについての情報交換会や、合同研修会を計画的に実施する。
- 各中学校区の児童生徒の実態を踏まえ、子どもの学びをつなぐために、相互の授業交流や授業研究会等を積極的に推進する。

*1 本市では、小山市内の教育系ネットワーク内で、全ての教職員が校務用ノートPCを用いて情報交換ができるコミュニケーションツール「コラボノート小山市版」を活用して、中学校区毎の情報交換・共有を行っている。

ウ 家庭・地域との協働の促進

児童生徒に豊かな社会性や人間性を育むためには、学校、家庭、地域社会が協働していくことが大切である。

については、地域連携教員等を核に地域とともにある学校づくり^{*1}を進めながら、9年間の学びや育ちをつなぐ関わりとして、教育課程上の「縦のつながり」と併せて、家庭・地域が協働する「横のつながり」のもとで、子どもたちの確かな成長を支えるとともに、児童生徒の実態に適した小中一貫教育を推進する。

(5) 検証・改善サイクルの運用による推進・充実

本市の小中一貫教育をより推進するためには、「小山市の小中一貫教育 2017～2021 取組内容^{*2}」をもとに、P D C Aのサイクルを運用しながら、検証を行うとともに、各中学校区の教職員及び教育委員会が一体となり、改善に向けた取組を充実していく。

特に、「習熟・接続期」に重点をおいた指導をするという観点から、その始まりの学年である小学5年生〔5年生〕と「充実・発展期」とのつなぎの学年となる中学2年生〔8年生〕の状況について、各種検査の結果分析等をもとに、小中一貫教育の取組の改善、充実を図る。

* 1 「地域とともにある学校づくり」

本市では、地域とともにある学校づくりを進めるために、コミュニティ・スクールを推進している。

* 2 「小山市の小中一貫教育 2017～2021 取組内容」

「Ⅲ 資料」を参照。2017年度から2021年度までの本市の小中一貫教育に関する具体的な取組内容

Ⅲ 資料

◆小山市の小中一貫教育 2017～2021 取組内容

2017年度から2021年度までの本市小中一貫教育に関する具体的な取組内容

◆ふるさと学習基本カリキュラム

本市の教育施策との関連から、すべての中学校区において実情に応じながら実施するふるさと学習に関する市の統一基本カリキュラム。

◆防災学習基本カリキュラム

本市の教育施策との関連から、すべての中学校区において実情に応じながら実施する防災学習に関する市の統一基本カリキュラム。

◆学年段階の区切りと指導の方向性

小山市の小中一貫教育2017～2021 取組内容

項目 年度	学校運営	学習指導	英語
2017 (平成29年度) 小・中学校 新学習指導要領 周知・徹底	■教育課程・組織運営 ●学校評価 ■小・小間、小・中間の共通した実践項目の検討 ■組織体制（推進委員会・全体会・各部会等）の設置・整備 ●小中一貫教育に関する学校評価項目設定	■9年間を見通したカリキュラム ●授業づくり ●授業の約束（学習のきまり・板書等）の共有 [↓] ●小学校5・6年生の一部教科担任制の検討・実践 [↓] ■9年間を見通した家庭学習の在り方の検討及び共通理解	■9年間を見通し ●授業づくり ■新学習指導学校)の ■学習到達 検討 [↓] ●授業以外 を使用す 語等の検
2018 (平成30年度) 小・中学校 新学習指導要領 先行実施	■組織体制（推進委員会・全体会・各部会等）の確立 ■小・小間、小・中間の年間行事、日課等の工夫 ●小中一貫教育に関する学校評価の実施 [↓]	■9年間の系統を意識した学習の仕方（授業の約束、家庭学習）の共通理解 ●9年間の学びの連続を意識した教科等の指導内容の確認とアクティブ・ラーニングによる授業の実践 ●各種学力調査等の結果分析と共有 [↓]	■小学校英 施への対 ●小山市版 読本「This 29作成） でのふる 関連の整 ●イエロー の有効活 討・実施
2019 (平成31年度) 小・中学校 新学習指導要領 先行実施	■9年間を見通した柔軟な教育課程の編成・実施	●9年間の学びの連続を意識した教科等の指導やアクティブ・ラーニングによる授業の実践	●「This is 中学校区 学習との 実践 [↓] ●イエロー 材の有効 授業実践
2020 (平成32年度) 小学校 新学習指導要領 全面実施	■組織体制の充実 ●小中一貫教育に関する学校評価の共有 [↓]	●9年間の学びの連続を意識した教科等の指導方法の共有と年間指導計画等への位置付け	■9年間の 意識した キュラム
2021 (平成33年度) 中学校 新学習指導要領 全面実施		●9年間の学びの連続を意識した教科等の指導方法やアクティブ・ラーニングによる授業の改善	

■目指す子ども像の共有

■重点目標の設定

●中学校区ごとの小中一貫教育基本カリキュラムによる実践及び見直し、修正・改善（ふるさと学習、防災学習を含む）
●小中教員によるTTTや乗り入れ授業（兼務発令を含む）等の効果的・計画的な実施
●相互授業参観、小中合同授業研究会の実施

■中学校英語教員による乗り入れ授業（兼務発令を含む）
■TTT授業等の効果的・計画的な実施

「小山市の小中一貫教育2017～2021 取

[↓]：その後の年度においても、継続して取り組む内容

～ 学びや育ちを「つなぎ」、指導を「そろえ」、みんなが「つどう」小山市の小中一貫教育 ～

教育	児童・生徒指導	特別支援教育	学校間交流活動 地域連携・協働
<p>たカリキュラム</p>	<p>■情報交換 ●共通理解・実践</p>	<p>■情報交換 ●共通理解・実践</p>	<p>■特別活動 ●PTA ★地域連携・協働</p>
<p>導要領(小・中 確認・理解 目標の設定・ で日常的に英語 る場面やその英 討・実践</p>	<p>■中学校区内の児童・生徒指導に関する情報交換の促進</p> <p>●いじめ・不登校の未然防止対策の基本的な進め方の共通理解 ●長期休業中のきまり等の共通理解</p>	<p>■中学校区内の特別支援教育に関する情報交換の促進</p> <p>■特別な支援が必要な児童生徒に対する教育的ニーズの理解 ●授業や教室環境等のユニバーサルデザイン化の手法を取り入れる事柄の検討・実践 [↓]</p>	<p>■行事連携の検討・実施 ●情報発信 (PTA総会、学校通信、懇談会、HP等) ★地域の教育力の活用 (人材、文化、自然、施設等)</p> <p>■小・小間、小・中の行事連携の検討・実施 [↓] ■児童会・生徒会活動での連携交流(クリーン作戦・あいさつ運動等) [↓] ■部活動紹介・見学体験(一部体験、合同練習等) [↓] ★コミュニティ・スクール等、地域とともにある学校づくりの理解及び周知</p>
<p>語科の先行実 応 中学校英語副 is OYAMA」(H と各中学校区 さと学習との 理・検討 ブックと新教材 用の仕方の検</p>	<p>●児童生徒の実態及び目指す子ども像を踏まえた手立て・支援等の児童・生徒指導計画への位置付け及び実践 ●いじめ・不登校対策の共通実践 [↓]</p>	<p>●特別な支援が必要な児童生徒に対する教育的ニーズの理解と具体的な手立ての共有 [↓] ■中学校区での特別支援教育に関する研修会や合同学習会の検討</p>	<p>●各校PTAが連携して取り組むPTA活動の充実 [↓] ★コミュニティ・スクール等、地域とともにある学校づくりの検討・実践 [↓]</p>
<p>OYAMA」と各 でのふるさと 関連を図った ブックと新教 活用を図った [↓]</p>	<p>●いじめ・不登校対策の取組</p> <p>●児童生徒の実態及び目指す子ども像を踏まえた手立て・支援等の共通実践項目の検討及び実践 [↓] ■中学校区内の児童・生徒指導体制の確立(校内、小小、小中)</p>	<p>■個別の指導計画の活用</p> <p>■中学校区での特別支援教育に関する研修会や合同学習会の実施及び見直し [↓]</p>	<p>■小・小間、小・中間の連携行事の見直しと改善</p>
<p>学びの連続を 英語科のカリ の確認 [↓]</p>	<p>●児童生徒の実態及び目指す子ども像を踏まえた手立て・支援等の共通実践項目の見直し ■指導体制の見直しと修正</p>		

組内容」の総括及び今後の小中一貫教育推進に向けた取組の検討・確認

◆ふるさと学習基本カリキュラム

小中一貫教育基本カリキュラム [ふるさと学習基本カリキュラム]

■目指す子ども像

<p>【小山市学校教育目標：郷土を愛し、社会につくす子どもを育てる】 ○自分の生活する地域に自信と誇りを持ち、地域に貢献できる子ども ～郷土を知り、郷土とふれあい、郷土に働きかける子ども～</p>

■小中一貫教育の視点から考える指導区分に応じた育てたい力・重点をおく指導内容等

	A 基礎・基本期 (小1～小4)	B 習熟・接続期 (小5～中1)	C 充実・発展期 (中2～中3)
育てたい力	自分の生活する地域に自信と誇りを持ち、地域に貢献できる力		
重点をおく指導内容・具体策	<p>[郷土を見て・知り・気づくことができる力]</p> <p>☑身近な人と直接ふれあう体験を通して、郷土の様子や人々の郷土に対する思いを知る。</p> <p>[題材例] *生き物さがし *町探検 *昔の遊び体験 *地域の行事への参加</p> <p style="text-align: right;">→ 生活</p> <p>☑自分たちの住む郷土の自然や生活について知り、郷土を大切にすることを育む。</p> <p style="text-align: right;">→ 社会 → 理科 → 総合 → 道徳</p> <p>[題材例] *学校周辺の土地利用 *公共施設の利用 *地域の発展に尽くした人びと *季節と動植物の変化</p>	<p>[郷土を感じ・考え・広げることができる力]</p> <p>☑郷土を愛し、郷土に生きるために果たすべき役割について考える。 …自然と産業の視点から</p> <p style="text-align: right;">→ 社会 → 総合 → 理科 → 道徳</p> <p>[題材例] *日本の歴史と地域の歴史遺産 *地域の農業 *地域の行事や奉仕活動への参加</p>	<p>[郷土を理解し・深め・生かすことができる力]</p> <p>☑郷土に生きる姿を追究する。地域に発信し、貢献できることを考える …生活と職業の視点から …社会と自分の生き方の視点から</p> <p style="text-align: right;">→ 社会 → 総合 → 理科 → 英語 → 道徳</p> <p>[題材例] *職場体験学習 *郷土食の調理 *地域の財政 *英語で伝統文化を紹介しよう</p>
学習ブック	単元名：本場結城紬のまち 小山		
本場結城紬	伝統文化を大切にしようとする気持ちをもって行動する。	伝統文化と自分とのかかわりを考えて行動する。	伝統文化と自分とのかかわりを考え、参画意識をもって活動する。
渡良瀬遊水地	単元名：ぼくたち、わたしたちの渡良瀬遊水地		
渡良瀬遊水地	渡良瀬遊水地の自然に触れ、環境を大切にしようとする気持ちをもって行動する。	渡良瀬遊水地の自然に触れ、環境と自分とのかかわりを考えて生活するとともに、ふるさとの自然を大切にしようとする。	渡良瀬遊水地の自然に触れ、環境と自分とのかかわりを考えて生活するとともに、将来にわたって遊水地を大切に、賢明な活用にかかわろうとする。
	地域とともにある学校づくりの推進		
	地域連携教員を核とした地域ネットワークの構築（地域の教育資源の開発／活用）		

◆防災学習基本カリキュラム

小山市小中一貫教育基本カリキュラム
[防災教育基本カリキュラム]

■目指す子ども像

【小山市学校教育目標：心身ともにたくましく、安全につとめる子どもを育てる】
 周りの状況に応じて、自らの命を守り抜くために主体的に行動できる子ども
 ～危険を見抜き、正しく判断・行動し、自他の生命を大切にできる子ども～

■小中一貫教育の視点から考える指導区分に応じた育てたい力・重点をおく指導内容等

	A 基礎・基本期 (小1～小4)	B 習熟・接続期 (小5～中1)	C 充実・発展期 (中2～中3)
育てたい力	周りの状況に応じて、自らの命を守り抜くために主体的に行動できる力		
重点をおく指導内容・具体策	<p>[身の回りの危険に気づき、安全に行動できる力]</p> <p>○身の回りの危険に気づき、安全に行動できるようにする。 ○さまざまな危険の原因や事故防止について理解できるようにする。</p> <p>◎危険回避のための初期行動の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震、火災、雷、竜巻等を想定して 自分のいる場所や状況を想定して 周りの大人との連携を想定して 	<p>[危険を予測し、進んで安全に行動できる力]</p> <p>○情報を正しく活用しながら、危険を予測し、進んで安全に行動できるようにする ○教科等の連携を図りながら、自然災害の正しい理解ができるようにする。</p> <p>◎防災意識、危険回避能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生メカニズムの正しい理解 気象情報等の正しい理解と活用 コミュニケーション能力の向上 	<p>[自他の安全に対して責任を果たせる力]</p> <p>○防災への日常の備えや的確な避難行動がとれるようにする。 ○学校、地域の防災や災害時のボランティア活動等の大切さを理解し、進んで参加できるようにする。</p> <p>◎支援者となり得る視点の重視</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域防災に関する理解 (市防災ガイドブック、ハザードマップ等の活用) ボランティア活動の意義の理解と参加
共通の取組例	<p>避難訓練【地震・火災・竜巻・水害・児童生徒引き渡し】 ※小中合同の訓練 ※地域自主防災会との連携</p> <p>防災教育プログラムの実践 「小山市防災教育プログラム」「青少年赤十字防災教育プログラム」「気象庁DVD」等</p> <p>個人防災セットの常備 (水500ml・スポーツドリンク・非常用シート等)</p>		
研修会等	<p>○防災教育セミナー (6月・1月) ○防災リーダー講習会 (夏季休業) ○防災宿泊学習 (8月)</p>	<p>◆校内危機管理マニュアル研修 ◆普通救命法実技研修 等</p>	<p>□小中合同の防災訓練 等</p>

(○：市教委 ◆：校内 □：中学校ブロック)

◆学年段階の区切りと指導の方向性

小山市学校教育目標

小中一貫教育のねらい

連続した学びに支えられた学力・学習意欲の向上

豊かな人間性・社会性の育成

心身の健康に対する意識と体力の向上

ふるさと小山を愛し、誇りに思う心情や態度の育成

学年段階の区切り

指導の方向性



自立して生きる力を育む義務教育9年間のまとめ期間
〔指導目標〕
 ○義務教育9年間で修了するにふさわしい学力と社会性の育成を図る
 ○自ら課題を見つけ、解決する力の育成を図る
 ○主体的に進路を選択する能力の育成を図る
〈主な具体策〉
 ○興味関心や到達度に応じた学習機会の充実
 ○問題解決能力を高めるための、基礎学力を基盤とした発展的学習の充実
 ○勤労観・職業観を身に付けるためのキャリア教育の充実

小・中学校の教職員が協働して接続の充実を図り、学力の向上や中1ギャップ等の解消を図る期間
〔指導目標〕
 ○中学校〔後期課程〕への円滑な接続を図る
 ○成長段階の意識化を図る
 ○コミュニケーション能力の育成を図る
 ○学力の伸長を図る
〈主な具体策〉
 ○小中教員によるTTや乗り入れ授業の実施及び教科担任制の導入
 ○考えを交流しながら課題を解決する学習の工夫
 ○小学生の中学校での体験活動（部活動を含む）の充実
 ○児童・生徒の主体的な交流活動の充実

学習への興味・関心をもたせ、基本的な学習習慣や生活習慣の確立を図る期間
〔指導目標〕
 ○基本的生活習慣の確立を図る
 ○学習習慣の確立を図る
 ○基礎学力、基礎体力の定着を図る
〈主な具体策〉
 ○繰り返し学習など、基礎学力の定着を図るための指導
 ○望ましい生活地・学習習慣を身に付けさせるための家庭との連携
 ○基礎体力の定着を図るための、「体力づくり」に向けた業間活動の工夫





小山市小中一貫教育推進基本計画
平成29年1月

【事務局】

小山市教育委員会 教育総務課
学校教育課